

環境衛生のお知らせ

ルールを守ってごみを出しましょう

生活とごみは切り離せないものです。決められたルールを守ってごみの排出を行いましょう。

ごみ排出にレジ袋は使用できません

指定袋以外の袋は使用できません。指定のごみ袋は5種類あります。それぞれの指定袋を使用してください。
分別を徹底しましょう

プラスチック製容器包装(プラマーク)のついているものは汚れを落として出してください。

※簡単に汚れが落ちないものはビニール・プラスチックごみとして出してください。

指定袋の種類

- 燃やせるごみ
- ビニール・プラスチックごみ
- プラスチック製容器包装
- 破碎するごみ
- 埋立ごみ・布類

マナーを守って住みよい地域づくり

ごみ収集所は、所在する地区で管理しています。

自宅付近以外のごみ収集所にごみを出したり、分別していないごみを出してトラブルになっているケースもあります。

きちんと分別し、自分の地区のごみ収集所にごみを出しましょう。

また、ごみは指定された収集日に出してください。

ごみ収集所に指定袋に入れずに出すごみ

ペットボトル
キャップやラベルを外し、水洗いをして指定のコンテナに入れる。

びん類

キャップを取り、水洗いをして、種類ごとに決められたコンテナへ入れる。

あき缶類

水洗いをして、指定のコンテナへ入れる。

※つぶさないでください。

新聞紙・新聞折込チラシ

外れないように、ひもで十字に束ねる。

※紙袋に入れて束ねて出すこともできます。

図書雑誌類

外れないように、ひもで十字に束ねる。

ダンボール

1m×1m程度の大ききで、外れないように、ひもで十字に束ねる。

紙パック

中を洗って切り開き、ひもで十字に束ねる。

使用済乾電池

乾電池回収袋へ入れる。

浄水器設置費補助金

市では、水道給水認可区域外の地域で水質に異常があり、安全な水の確保が困難なため浄水器を設置する場合に、補助金を交付しています。

次の要件に該当し、浄水器の設置を希望する方は、左記までご相談ください。

対象地域 水道給水認可区域以外の地域

浄水器の要件 逆浸透膜方式で維持経費が安価なこと

施設の要件 国または県の登録機による水質検査の結果、硝酸窒素および亜硝酸窒素の濃度が8mg/l

を超える家庭の飲料水供給のための施設であること。

補助金の額

購入費ならびに設置費用の40%以内、上限は5万円。

◎問い合わせ:

生活環境課環境衛生係

☎(55)5103

または各支所地域振興課

豊かな緑に囲まれた静寂な施設のなか、

祭壇 葬儀用品 お料理 花輪 贈答品

など、満足のいくサービスを提供いたします。

社の中の斎場

ほうりん

ほうりん斎場 二本松市上竹2-286-1
ほうりん斎場ホール TEL.0243-23-5520 FAX.0243-22-7377
東和斎場 二本松市針道字鍛冶屋敷15-1
大山斎場 大玉村大山字玉貫19-7
福島平野斎場 福島市飯坂町平野字大前田1-4
TEL.024-542-6444 FAX.024-542-4960

ありがとう
心静かに手を合わす。

0120-43-1194

●年中無休 ●24時間受付 ●大駐車場完備